別紙様式第二十二の二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

年　　月　　日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称及び | 責任者の氏名 |
| 報 |  |  | 国籍又は設立国 |  |
| 告 | 代理人 | 氏名又は名称及び | 責任者の氏名 |
| 者 | 住所又は主たる事務所の所在地 |  |
|  | （担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） |  |

下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 |  |
| ２　発行会社の名称 |  |
| ３　同意取得又はその解除の内容 | 実行年月日 | 議決権の数量 | 同意取得又はその解除の別 | 同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ４　議決権比率 | 同意取得前又はその解除前 | 　　　　％ | 同意取得後又はその解除後 | 　　　　％ |
| ５　 |  |

（記入要領）

　１　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

２　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

３　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

４　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

５　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

６　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

７　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

９　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

10　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

別紙様式第二十二の二　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　根拠法規：対内直接投資等

報告書記入例

共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書

○年　○月　○日

財務大臣及び事業所管大臣　殿

（日本銀行経由）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 氏名又は名称及び | 責任者の氏名**＜名称＞**日本語表記：エイ・ビー・シー・コーポレイション英語表記　：ABC Corporation**＜代表者の氏名＞**日本語表記：エックス・ワイ・ゼット英語表記　：XYZ |
| 報 |  | アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 | 国籍又は設立国 | アメリカ合衆国 |
| 告 | 代理人 | 氏名又は名称及び | 責任者の氏名○○株式会社代表者　甲　野　太　郎　 |
| 者 | 住所又は主たる事務所の所在地 | 東京都中央区○○町○番地 |
|  | （担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス） | 担当者氏名：乙野二郎（○○株式会社経理課）電話番号：○○－○○○○電子メールアドレス：jiro\_otsuno＠○○.co.jp |

下記のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| １　本報告書の前提となる事前届出の受理年月日及び受理番号 | ○年○月○日付TD第○号 |
| ２　発行会社の名称 | 日本○○化学株式会社 |
| 1. 同意取得又はその解除の内容
 | 実行年月日 | 議決権の数量 | 同意取得又はその解除の別 | 同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地 |
| ○年○月○日 | 1760個 | 同意取得 | イー・エフ・コーポレイション(ＥＦCorp.)アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク200 |
| ○年○月○日 | 4800個 | 同意取得 | エックス・ワイ・リミテッド（ＸＹ Limited）アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク100 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
| ４　議決権比率 | 同意取得前又はその解除前 | 　　　　９％ | 同意取得後又はその解除後 | 　　　　５０％ |
| ５　 |  |

（記入要領）

　１　本報告書は、発行会社の別に記入し、共同議決権行使同意取得又は共同議決権行使同意取得の解除の別に記入すること。

２　「責任者の氏名」には、報告の提出について授権された者の氏名を記入すること。

３　代理人が報告する場合は、報告者本人の責任者の氏名の記入を省略して差し支えない。

４　「報告者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

５　「報告者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。

６　「報告者」欄中「国籍又は設立国」欄には、報告者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍を記載し、報告者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国を設立国として記載すること。

７　「報告者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

８　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「実行年月日」欄には、共同議決権行使同意取得の場合は同意取得の日、共同議決権行使同意取得の解除の場合は解除の日をそれぞれ記入すること。

９　「３　同意取得又はその解除の内容」欄中「同意取得又はその解除の相手方の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地」欄は、報告者が相対による方法により同意取得又はその解除をした場合において記入すること。

10　「４　議決権比率」欄については、報告者が保有する発行会社の実質保有等議決権（対内直接投資等に関する政令第２条第４項第２号に規定する実質保有等議決権をいう。以下この記入要領において同じ。）の数と共同議決権行使同意取得に係る議決権の数とを合計した議決権の数の総議決権に占める割合を記入すること。

「同意取得前又はその解除前」欄には、本報告書で報告される直前の発行会社に対する報告者の議決権比率を記入し、「同意取得後又はその解除後」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」欄で報告される事項を加減した議決権比率を記入すること。

「４　議決権比率」の算定に当たつて、発行会社の総株主の議決権の数が分からない場合には、直近に提出された有価証券届出書（金融商品取引法第２条第７項に規定する有価証券届出書をいう。以下この記入要領において同じ。）、有価証券報告書（同法第24条第１項に規定する有価証券報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）又は半期報告書（同法第24条の５第１項に規定する半期報告書をいう。以下この記入要領において同じ。）に記載された総株主の議決権の数を用いて差し支えない。なお、発行会社の総株主の議決権が分からず、また、発行会社が有価証券届出書、有価証券報告書又は半期報告書を提出していない場合にあつては、「不明」と記入して差し支えない。

11　上記様式に記入することができない場合は、日本産業規格Ａ４の用紙により上記事項の順序に従つて記入するか、別紙を添付して差し支えない。別紙を添付する場合は、各別紙の右上に「別紙」と明記し、通し番号を付すこと。

（日本産業規格Ａ４）

対内直接投資等の届出に係る「共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書」の記入の手引

１．報告が必要な取引又は行為

　　外国投資家が、共同して本邦にある上場会社等（上場会社及び店頭登録会社をいいます。）の株主としての実質保有等議決権（注）を行使することにつき、当該上場会社等の実質保有等議決権を有する他の非居住者である個人又は法人等の同意を得るために、過去に「共同議決権行使同意取得に関する届出書」（別紙様式第七の四）を提出している場合の、当該共同議決権行使同意の取得及び取得した共同議決権行使同意の解除のうちいずれかの行為。

（注）　実質保有等議決権とは、議決権行使等権限（株主としての議決権を行使できる権限又は当該議決権の行使について指図を行うことができる権限をいいます。）が保有等議決権（直接保有するものだけでなく、一任運用、議決権代理行使受任及び議決権行使等権限に係る議決権を含む。）を保有するもの以外のものに委任され、かつ、当該委任により当該保有等議決権を保有するものが当該保有等議決権を行使できない場合の保有等議決権以外の保有等議決権をいいます。

２．報告の時期

　　実行日から45日以内に報告をして下さい。非居住者外国投資家が報告する場合は、必ず居住者である代理人が提出して下さい。

──　45日目が休日（日本銀行の営業日以外の日をいいます。）の場合は、休日の翌日まで。なお、郵送の場合は期限までに必着とします。

３．提出書類及び提出部数

　　「共同議決権行使同意取得等に関する実行報告書」（別紙様式第二十二の二）・・・１通

４.報告書の提出先と照会先

（１）提出先

東京都中央区日本橋本石町2-1-1　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ　50番窓口

（郵送の場合の宛先：〒103-8660　日本郵便株式会社　にほんばし蔵前郵便局私書箱30号　日本銀行国際局国際収支課外為法手続グループ）

（２）本報告書に関する照会先

TEL　03-3277-2107

（日本銀行外為法手続きオンラインシステムで本報告書を送信する場合の留意点）

　「送信設定」画面の「対象時期」欄には、「３　同意取得又はその解除の内容」の「実行年月日」に記載した「年月日」（複数日に亘る場合は初日）を入力して下さい。